

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年3月6日 09時00分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市沖島東北東方沖 沖之島村二等三角点から真方位056° 1.8海里付近 (概位 北緯35° 13.5′ 東経136° 05.8′)
事故の概要	漁船ヤマキ丸は、底びき網漁の操業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和5年4月6日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 ヤマキ丸、3.6トン
船舶番号、船舶所有者等	SG6-5597（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、底びき網漁の目的で近江八幡市沖之島漁港を出航し、船長が、漁場で底びき網を投入後、錨泊して上甲板中央部の右舷寄りに設置したウインチを運転し、えい網索の巻き揚げを始めた。</p> <p>船長は、ウインチのローラ（以下「本件ローラ」という。）の下に溜まったえい網索を移動しようとして持ち上げたところ、身体のバランスを崩し、身体を支えようと咄嗟に運転中の本件ローラに左手をつき、巻き揚げ中のえい網索と本件ローラの間で左手小指を巻き込まれて負傷した。</p> <p>船長は、ウインチの運転を停めて、ウインチから離れた。</p> <p>船首部で揚網作業をしていた乗組員は、船長の声で本事故の発生に気付き、本船の近くで操業していた僚船の船長に携帯電話で救助を依頼した。</p> <p>来援した僚船の船長は、船長の負傷状況を見て119番通報し、本船に移乗して、本船を最寄りの船溜まりに接岸させた。</p> <p>船長は、救急車で病院に搬送され、左手小指の末節部の切断等と診断された。</p> <p>船長は、ふだん巻き揚げられたえい網索を一定の時間間隔で移動していたが、本事故当時、移動する時間間隔がふだんより長くなってしまい、持ち上げたえい網索の量が多く重かったので、身体のバランスを崩したと本事故後に思った。</p>

	<p>船長は、えい網索を移動する際に危険を感じたことがなかったので、ふだんからウインチを運転した状態でえい網索を持ち上げていた。</p>
分析	<p>船長は、本船が底びき網のえい網索をウインチにより巻き揚げ中、本件ローラの下に溜まったえい網索を移動するにあたり、ウインチを運転させた状態でえい網索を持ち上げたことから、身体のバランスを崩して咄嗟に運転中の本件ローラに左手をつき、巻き揚げ中のえい網索と本件ローラの上に左手小指を巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだん巻き揚げられたえい網索を一定の時間間隔で移動していたが、本事故当時、移動する時間間隔がふだんより長く、持ち上げたえい網索の量が多かったことから、身体のバランスを崩したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件ローラの下に溜まったえい網索を移動する際、ウインチを運転させた状態でも危険を感じたことがなかったことから、本事故当時もウインチを運転させていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が底びき網のえい網索をウインチにより巻き揚げ中、船長が、本件ローラの下に溜まったえい網索を移動するにあたり、ウインチを運転させた状態でえい網索を持ち上げたため、身体のバランスを崩して咄嗟に運転中の本件ローラに左手をつき、巻き揚げ中のえい網索と本件ローラの上に左手小指を巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型漁船の船長は、運転中のウインチ付近でえい網索を移動する場合には、ウインチを一旦停めて移動すること。</li> </ul>